

調達仕様書

件 名	遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等
仕 様	別添1「要件定義書」のとおり
数 量	別添1「要件定義書」のとおり
使 用 期 間	使用開始日から令和10年6月30日まで ※ 使用開始日は、令和9年5月を予定している。
納 品 場 所	遠隔地マシン室 ※詳細な所在地は公示後に閲覧資料を参照のこと。
納 品 期 限	令和9年4月30日
納品に係る 注 意 事 項	・ 納品は平日10:00から17:00の間に行うこと。 ・ 納品日および納品方法を日本年金機構(以下、「機構」という。)と調整のうえ、本仕様書で指定された仕様及び数量を満たす機器等一式を納品場所へ、納品、設置すること。 ・ 納品にあたっては必要な養生を施したうえで、遠隔地マシン室の設備等に損傷を与えることが無いよう、細心の注意を払うこと。設備等を損傷させた場合は受託者の責において原状回復、又は程度に応じて取替えをすること。 ・ 納品に当たって発生した不要物(梱包材等)については、受託者の責において適法かつ安全に廃棄すること。 ・ 納品物に付属する取扱説明書、カタログ等のドキュメントについても併せて納品すること。なお、ドキュメント類は原則、日本語で記述されたものとする。なお、納品形式については紙媒体、電子媒体(DVD等)を可とし、電子媒体のデータファイル形式は、機構の環境端末で閲覧可能な形式であること。 ・ 納品物が、本仕様書で指定された仕様及び数量と異なる場合は、直ちに指定した仕様、数量を再納品すること。 ・ 納品物に重大な欠陥が発見された場合、受託者の責任において速やかに交換すること。 ・ 納品物に、機器名が記された銘板(ラベル)を添付すること。なお、ラベルに記載する内容は機構から指示を行う。
費 用 に 関 す る 注 意 事 項	・ 納品物の搬入に係る経費は受託者の負担とし、その他、本調達仕様書の内容に係る費用全てを経費として見込むこと。 ・ 物品の運搬及び納品、設置に必要な作業についても本調達に含まれる。 ・ 本仕様に係る費用全てについては、「納品完了報告書」の検査合格を条件として支払う。なお、「納品完了報告書」の検査日は、納品日から10日以内の期間を予定している。
納品成果物	【納品期限：契約日から2週間以内】 ・ 納品計画書 納品する物品一覧、納品スケジュール、設置計画等を取り纏めたドキュメント。なお、選定された物品は、別添1「要件定義書」への準拠状況を記載すること。 ・ 経費内訳 物品費用、納品にかかる費用などの内訳を記載したドキュメント。

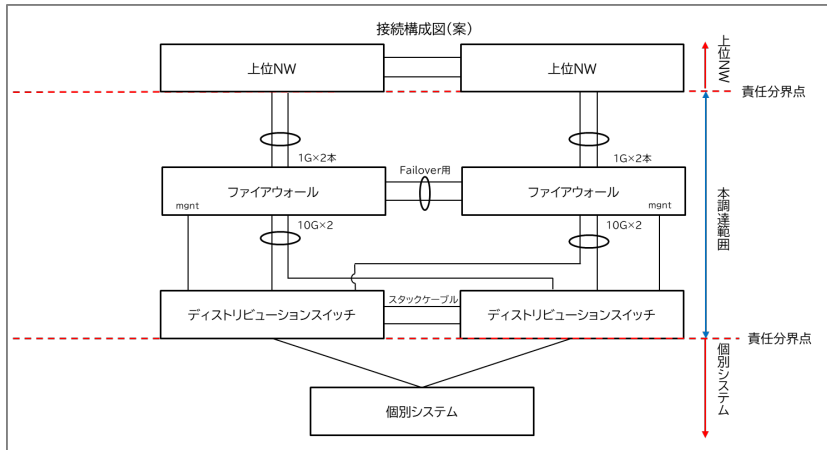
	【納品期限：令和9年4月30日】 ・ 納品完了報告書 使用開始日までの、機器納品結果を報告するドキュメント。
主 要 な 提 出 物	【提出期限：契約締結後すみやかに】 ・ 守秘義務に関する誓約書 別紙1「守秘義務に関する誓約書」を機構に提出すること。 ・ 法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書 別紙2「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を提出すること。 【提出時期：機器交換時】 ・ 機器等交換報告書またはそれに代わるもの 故障などにより機器または部品を交換したことを報告するドキュメント。
納品物および主要な提出物の納品方法	・ 各納品成果物には、機構が指定する「納品物等確認依頼書」に、受託者の責任者、品質管理責任者及び担当者が押印し、添付すること。 ・ 納品成果物及び主要な提出物は、紙媒体または電磁的記録媒体（CD-R などや機構が用意するセキュア USB）により作成し、機構から特別に示す場合を除き、原則、紙媒体及び電磁的記録媒体を1部ずつ納品すること。ただし、紙媒体が大量になる場合は、機構と協議、合意のうえ、電磁的記録媒体のみでの納品を可とする。電子ファイルでも納品できないものについては、機構は協議に応じるものとする。 ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。 ・ 電磁的記録媒体による納品について、原則、機構が指定するバージョンの Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み及び書き込み可能な形式とすること。機構が了承した場合は、PDF 形式での納品も可とする。ただし、機構が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。また、1つの納品成果物においてファイル形式が異なる資料が混在する場合は、一括にて閲覧・印刷が可能となるよう結合 PDF を作成すること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、機構と協議すること。
機密保持、情報・資料の取扱い	・ 受託者は、納品業務の実施過程で機構が提供した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が提示及び作成した情報・資料を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。 ・ 受託者は、納品業務を実施するに当たり、機構が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、且つ以下の事項に従うこと。 ・ 複製はしないこと。 ・ 受託者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを確保すること。また、機構との調整等に必要な場合及び返却時以外は原則として、受託者組織外に持ち出さないこと。 ・ 個人情報等の重要な情報が記載された情報・資料に関しては、原則として社外に持ち出さないこと。 ・ 受託者組織内で納品物に対して、作業を行う場合には、IC カード等電磁的管理による入退館管理がなされた施設で行うこと。

	・ 電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。また、アクセスログにより不審なアクセスがないかの確認を行うこと。 ・ 情報・資料を保管する端末やサーバ装置等は、受託者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策及び検知・監視等の技術的対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」や「日本年金機構セキュリティポリシー」に準拠し、管理することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、機構の承認を得ること。 ・ 電子計算組織及び情報へのアクセスの際に使用するパスワードは、12文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種以上を組み合わせ設定をすること。なお、パスワードは文字数が多く推測困難な文字列を使用することとし、「氏名、生年月日等の個人情報」、「法人・会社名を類推できるような文字列」、「キーボード配列に従った文字列」、「規則性のある数を含む文字列」及びこれらの組合せ等の推測可能なパスワードは設定しないこと。 ・ 機密保持及び情報・資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、機構が遵守状況の報告を求めた場合には応じること。
遵守する法令等	・ 「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群 ※1」の最新版を遵守すること。なお、「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群 ※1」は非公表であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群 ※1」の開示については、契約締結後、受託者が担当職員に別紙1「守秘義務に関する誓約書」を提出した際に開示する。 ・ 納品及び設置にともない、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、機構の指示に従い、「秘密保持契約」を締結する等した上で行うこと。場所は、機構内とすること。 ・ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。 ・ 機構へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。 ・ 「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ対策実施手順書群 ※1」の改正が行われた場合は、改正点に関する影響調査及び対処方法の検討を行い、対応についての協議に応じること。 ・ 契約締結後すみやかに、別紙2「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を提出すること。 ※1「情報セキュリティ対策実施手順書群」とは、次に示すものを指す。 ・ 情報セキュリティインシデント対応手順書 ・ 業務委託及び機器の購入における情報セキュリティ対策実施手順書 ・ クラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策実施手順書

	・情報取扱手順書 ・例外措置手順書 ・その他、当該業務の実施に当たり、セキュリティ対策を記載した手順書やマニュアル等（「ソフトウェア情報等の管理及び報告手順書」、「脆弱性対策計画（セキュリティパッチ適用）の実施手順書」等）
情報セキュリティ管理	受託者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。 ・ 機構から提供する情報の目的外利用を禁止すること。 ・ 本業務の実施に当たり、受託者又はその従業員、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が納品するハードウェアに加えられないための管理体制が整備されていること。 ・ 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると機構が判断した場合は、速やかに改善策を書面にて提出し、機構の承認を受けた上で実施すること。 ・ 機構から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。 ・ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに機構に報告すること。 ・ 故障時等、本体及びその部品を廃棄する場合は、内蔵電磁的記録媒体にデータが保存されている状態で廃棄を行わないこと。また、データの抹消作業については、機構の指示に従うこと。
再委託に関する要件	・ 受託者は、受託業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。なお、主体的部分の業務は、機構との連絡窓口、履行状況等の全体管理、契約金額の請求等を行う業務とし、主体的部分を除く業務は、機器の設置、保守、撤去等を行う業務とする。また、本事業の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満とすること。受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項、ガバナンス等）に関して本要求仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託先事業者の対応について最終的な一切の責任を受託者が負うこと。 ・ 受託業務の一部を再委託する場合は、受託者は再委託先事業者から、再委託の実施前までに別紙3「再委託に関する申告書」を徴取して機構へ提出し、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した別紙4「再委託に係る承認申請書」を提出し、承認を受けること。当初申請内容に変更が生じた場合は、別紙4「再委託に係る承認申請書」に変更内容を記載して提出し、承認を受けること。機構からの承認通知を受領した際は、申請書のとおり再委託が行われていることを証明するため、受託者は別紙5「受託証明書」を再委託先から徴取し機構へ提出すること。
資料閲覧	○応札希望者が閲覧できる資料 ・ 遠隔地マシン室に関する資料 ○閲覧要領 ・ 応札希望者が本案件に関わる資料について閲覧を希望する場合は、「担当部署」の担当者に連絡の上、事前に閲覧の許可を得ること。

	○閲覧条件 ・ 閲覧を希望する場合は、希望者に別途配付する別紙6「資料閲覧申請書 兼 秘密保持誓約書」に入札予定法人等の名称及び実際の閲覧者の氏名を記載し、それぞれ提出すること（閲覧日当日の提出で可）。 ○閲覧場所 ・ 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 日本年金機構本部（高井戸）構内の指定場所 ※ 機構の都合により閲覧場所を変更する場合がある。 ○閲覧日時 ・ 閲覧可能期間：令和8年10月13日から令和8年12月2日まで（土、日、祝祭日を除く） ・ 閲覧可能時間：10：00 から 17：00 まで（12：00～13：00 までの時間帯を除く） ○閲覧手順 ・ 閲覧希望日の3営業日前までに希望日時を担当部署に連絡する。希望日が複数社で重複した場合は、機構において調整を行うのでその指示に従うこと。なお、希望日には応じられない場合がある。 ・ 指定された日時に、閲覧場所にて別紙6「資料閲覧申請書 兼 秘密保持誓約書」の確認及び閲覧者の本人確認を行う。別紙6「資料閲覧申請書 兼 秘密保持誓約書」については、閲覧期間中に一度提出すれば閲覧日ごとに提出する必要はない。 ・ 閲覧者の本人確認は、顔写真付きの身分証に加え、社員証等、入札予定法人等の社員であることが確認できるもので行う。 ・ 閲覧には機構の職員が立ち会うので、閲覧者はその指示等に従うこと。 ・ 閲覧場所にはカメラ等の撮影機器及びパソコン等の記録媒体は持ち込めない。また、閲覧時の複写及び写真撮影等は禁止する。違反行為があった場合は、機構は閲覧を中止、退去を求める場合がある。 ・ 閲覧資料の内容についての質問の受付期限は令和8年10月30日までとし、令和8年11月9日までに回答する。
納品完了後の資料の取扱い	・ 受託者は、機構から提供した資料又は担当部署が指定した資料の納品完了後の取扱い（返却・削除等）について、本仕様書の定めその他、機構の指示に従うこと。
入札参加資格	・ 入札に参加する業者は以下の事項に従い、別紙7-1「実施計画書」を提出すること。 (1) 入札希望者は令和8年11月18日17時までに別紙7-1「実施計画書」を担当部署宛に郵送で提出すること。 (2) 別紙7-1「実施計画書」は、別紙7-2「実施計画書作成手順」を基に、契約書及び仕様書に定める内容（情納品スケジュール、納品物一覧等）を記載すること。 ・ 機構は、入札前に実施計画書に記載された内容について、確認を行う事がある。なお、実施計画書において、機構が求める体制及びサービス水準を満たしていないと判定された場合は、入札に参加することができない。入札希望者が入札に参加す

	ることができない場合、機構は、入札日の2営業日前までに書面により通知する。 - 本件調達 of 公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。 (1) 「厚生労働省全体管理組織(PMO)の支援【調達支援等】一式」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者 (2) 「日本年金機構におけるシステム支援等業務」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者 (3) 「社会保険オンラインシステム監査に係る外部委託」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者 (4) 「日本年金機構における情報セキュリティ監査に係る支援業務」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者 (5) 「日本年金機構における最高情報セキュリティアドバイザー及び情報セキュリティ対策支援等業務」(本調達の契約日の属する年度の前々年度以降)の受託者
そ の 他	- 納品された成果物やサービスに重大な欠陥が発見された場合、受託者の責任において速やかに対応すること。 - その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。 - 本調達に係る問い合わせは、下記担当部署に行うこと。
担 当 部 署	日本年金機構本部 システム企画部 システム基盤整備グループ 担当 戸嶋・松野・植松・屋代 連絡先 03-6897-8090 (内線 6821)

項番	要件	要件概要																
1	前提条件	・納品物の設置に必要なラック及び、電源は機構にて準備する。 ・納品物の動作に必要な設計及び、設定ファイルの作成は、機構ネットワークの運用管理事業者(以下、運用管理事業者)にて実施する。																
2	物品要件	機器の構成については、下記「図 2.1 接続構成(案)」を参照すること。 接続構成図(案)  図 2.1 接続構成(案) 【ファイアウォール式】 ・主要諸元 ファイアウォールスループット:65.0 Gbps 電源や FAN などのコンポーネントは冗長構成とすること 数量:2 式 ・参考型番 <table><tr><th>名称</th><th>型番</th></tr><tr><td>Cisco Secure Firewall 4215 NGFW Appliance, 1U, 2xNetMod Bays</td><td>FPR4215-NGFW-K9</td></tr><tr><td>Cisco Secure Firewall 4200 Series AC Power Supply</td><td>FPR4200-PWR-AC, FPR4200-PWR-AC=</td></tr><tr><td>AC 電源コード</td><td>PWR-CAB-AC-JPN=</td></tr></table> 【ディストリビューションスイッチー式】 ・主要諸元 インターフェース:48×10G スイッチング容量[bps]:1,760Gbps 専用ケーブルを用いたスタック構成による冗長構成が可能なこと 電源や FAN などのコンポーネントは冗長構成とすること 数量:2 式 ・参考型番 <table><tr><th>名称</th><th>型番</th></tr><tr><td>Catalyst 9300 48-port mGig data only, Network Essentials</td><td>C9300X-48TX-E</td></tr><tr><td>Catalyst 9300 8 x 10G/25G Network Module SFP+/SFP28</td><td>C9300X-NM-8Y=</td></tr><tr><td>715W AC 80+ platinum Config 1 SecondaryPower Supply</td><td>PWR-C1-715WAC-P/2、PWR-C1-715WAC-P=</td></tr></table>	名称	型番	Cisco Secure Firewall 4215 NGFW Appliance, 1U, 2xNetMod Bays	FPR4215-NGFW-K9	Cisco Secure Firewall 4200 Series AC Power Supply	FPR4200-PWR-AC, FPR4200-PWR-AC=	AC 電源コード	PWR-CAB-AC-JPN=	名称	型番	Catalyst 9300 48-port mGig data only, Network Essentials	C9300X-48TX-E	Catalyst 9300 8 x 10G/25G Network Module SFP+/SFP28	C9300X-NM-8Y=	715W AC 80+ platinum Config 1 SecondaryPower Supply	PWR-C1-715WAC-P/2、PWR-C1-715WAC-P=
名称	型番																	
Cisco Secure Firewall 4215 NGFW Appliance, 1U, 2xNetMod Bays	FPR4215-NGFW-K9																	
Cisco Secure Firewall 4200 Series AC Power Supply	FPR4200-PWR-AC, FPR4200-PWR-AC=																	
AC 電源コード	PWR-CAB-AC-JPN=																	
名称	型番																	
Catalyst 9300 48-port mGig data only, Network Essentials	C9300X-48TX-E																	
Catalyst 9300 8 x 10G/25G Network Module SFP+/SFP28	C9300X-NM-8Y=																	
715W AC 80+ platinum Config 1 SecondaryPower Supply	PWR-C1-715WAC-P/2、PWR-C1-715WAC-P=																	

項番	要件	要件概要												
		【ケーブルおよびインターフェース】 ・図 2.1 接続構成(案)を参照し、必要となる通信ケーブルおよび、インターフェースモジュール(冗長構成に必要なケーブル及びインターフェースモジュール含む)を準備すること。なお、ケーブルについては参考型番を以下に記載する。 1.上位 NW とファイアウォール間ケーブル ファイアウォール 1 台につき、2 本、計 4 本の LAN ケーブル(UTP カテゴリー6)を納品及び敷設すること。また、本調達設備を設置する遠隔地マシン室では、オプションメニューとして遠隔地マシン室事業者へケーブル敷設作業が依頼可能である。依頼する場合は、閲覧資料「遠隔地マシン室に関する資料」を閲覧の上、遠隔地マシン室事業者へ敷設を依頼すること。 2.ファイアウォール間ケーブル ファイアウォールを冗長するために必要なケーブルを準備すること。 ・参考型番 <table><tr><th>名称</th><th>型番</th></tr><tr><td>10GBASE-CU SFP+ Cable 1 Meter</td><td>SFP-H10GB-CU1M, SFP-H10GB-CU1M=</td></tr></table> 3.ファイアウォールとディストリビューションスイッチ間ケーブル ファイアウォールとディストリビューションスイッチ間は専用のケーブルにて接続すること。 ・参考型番 <table><tr><th>名称</th><th>型番</th></tr><tr><td>Active Twinax cable assembly, 7m</td><td>SFP-H10GB-ACU7M, SFP-H10GB-ACU7M=</td></tr></table> 4.ディストリビューションスイッチ間ケーブル ディストリビューションスイッチを冗長するために必要なケーブルを準備すること。 ・参考型番 <table><tr><th>名称</th><th>型番</th></tr><tr><td>50CM Type 1 Stacking Cable</td><td>STACK-T1-50CM, STACK-T1-50CM=</td></tr></table> 【その他留意事項】 ・動作に必要な物品、ライセンス、保守メニューなど必要な物品を含めること。 ・物品要件に記載している、参考型番以外の製品を提案する場合は、参考型番の製品との機能差分の提示、導入ファームウェア選定、設定ファイルの作成、設定に必要なマニュアルの作成、既存システム(監視システムや、ID 管理等、機構が必要と判断したもの)への対応および運用管理事業者が必要とするマニュアルの作成を行うこと。 また、ファイアウォールの設定、管理が可能なファイアウォール管理装置を含めること。	名称	型番	10GBASE-CU SFP+ Cable 1 Meter	SFP-H10GB-CU1M, SFP-H10GB-CU1M=	名称	型番	Active Twinax cable assembly, 7m	SFP-H10GB-ACU7M, SFP-H10GB-ACU7M=	名称	型番	50CM Type 1 Stacking Cable	STACK-T1-50CM, STACK-T1-50CM=
名称	型番													
10GBASE-CU SFP+ Cable 1 Meter	SFP-H10GB-CU1M, SFP-H10GB-CU1M=													
名称	型番													
Active Twinax cable assembly, 7m	SFP-H10GB-ACU7M, SFP-H10GB-ACU7M=													
名称	型番													
50CM Type 1 Stacking Cable	STACK-T1-50CM, STACK-T1-50CM=													

項番	要件	要件概要
3	機器の納品に対する作業	・機構が指定する場所へ設置を行うこと。 ・運用管理事業者が指定したファームウェアでの納品を行うこと。 ・運用管理事業者より受領した設定ファイルを取り込むこと。 ・運用管理事業者による設計及び設定ファイル作成時において、問い合わせ対応を行うこと。 ・機構及び運用管理事業者から機器の操作に関する問い合わせに対応すること。 ・初回納品時に機器が正常に動作する事を確認すること。
4	故障対応	・対応期間:利用開始日から令和10年6月30日まで ・対応時間:平日稼働日 9:00～18:00 休日稼働日 9:00～18:00。 なお、対応時間(平日稼働日 9:00～18:00、休日稼働日 9:00～18:00)に受け付けた、機構及び運用管理事業者からの照会のうち、機器交換が必要となる場合は、代替機の手配から交換までの対応を機構と協議の上、実施すること。 ・機器交換時は、故障前に適用していたファームウェアのバージョン、設定値で、交換を行うこと。 ・故障対応にあたり必要な費用(輸送費や交通費など)もすべて本調達に含むものとし、契約期間中における追加費用の支払いは行わないため、留意すること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

守秘義務に関する誓約書

弊社は日本年金機構の下記の対象業務（以下「本業務」という。）に従事するにあたり、下記の秘密保持に関する事項を遵守することを誓約いたします。

また、本業務の全従事者について、下記の事項内容を周知しており、内容を理解し、遵守することを証明いたします。

対象業務：遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等

契約期間：令和 8 年 12 月 11 日～令和 9 年 4 月 30 日

記

1. 本業務に従事中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
※第三者：役員等を含む情報取扱者以外の者並びに親会社・地域統括会社等を含む受託事業者以外の者（機構が承認した場合を除く）
2. 本業務が終了した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏えいし、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 上記各誓約事項に違反して日本年金機構に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。
4. 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

（参考）日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）より抜粋

- ・守秘義務（第 31 条第 2 項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）は当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・罰則規定（第 31 条第 3 項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- ・罰則（第 57 条）：秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金

※契約書にて求めている「業務委託員と守秘義務契約を締結した旨の報告書及び守秘義務契約書の写し」については、当該様式及び後日提出する管理体制図等の情報を提出したことをもって、要件を確認できたとみなすこととする。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 殿所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等の実施にあたり、法令及び契約内容の遵守状況の点検結果について報告します。

1. 当該委託業務の実施にあたり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置していますか。

点検結果：☐ 適 ☐ 不適（※該当する☐に✓してください。以下同じ。）

2. 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行っていますか。

点検結果：☐ 適 ☐ 不適

3. 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理していますか。

点検結果：☐ 適 ☐ 不適

4. 当該委託業務の実施にあたり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いは適切に行われていますか。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行っている事実はありませんか。

点検結果：☐ 適 ☐ 不適

5. 当該委託業務の実施にあたり、業務委託員に対し、日本年金機構法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が適用する旨の教育研修を実施しましたか。

点検結果：☐ 適 ☐ 不適

※再委託先が作成する書類

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

再委託に関する申告書

弊社は日本年金機構の下記の委託業務の再委託を受託するにあたり、下記の事項に相違ないことを申告いたします。また、虚偽の申告が発覚した場合、再委託の解除もあり得ることを承知しております。

対 象 業 務：遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等
再委託期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

記

1. 経営状況に問題はありません。
2. 上記の調達案件の利害関係者は在籍しておりません。
3. 直近 24 か月の社会保険料等の滞納はありません。
4. 重大な法令違反その他社会的信用を損ねる行為の事実はありません。
5. 反社会的勢力との関係はありません。

以上

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 殿

所在地
法人名又は商号
代表者名

⑨

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

なお、第三者に請け負わせる業務を含む一切の業務責任は弊社にあること、また再委託先に対しては、本契約にて弊社に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させるほか、日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合には、これに応じさせることを誓約いたします。

記

1. 対象案件名：遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等

2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所：

1) 商号又は名称：△△株式会社 ○○オフィス ※担当部署を明示する。

2) 住所：

×××××× ×××××× ××××××

3. 委託する期間及び相手方の業務の範囲：

再委託の委託期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日

「○○（対象案件名）」一式「契約書」（以下「本契約」という。）のうち、○○○に関する○○○の一部について、弊社が実施する○○○に係る実作業を委託するもの（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く）。

※ 受託者や他の再委託先との作業の境界を具体的に明示する。

（対応工程）

××××××

4. 委託を行う合理的理由：

○○○に関する○○○機能が○○○（作業量が膨大等）であることから、作業の一部を委託するものであり、上記の再委託は、○○○（弊社との協業プロジェクトにおけるアプリケーションの開発実績を多数有している 等）である。

また、○○○（同様のアプリケーションに携わった経験等）があることから、本件の履行を効率的かつ安全に実施することが見込めるため、当該業務を委託するものである。なお、委託した業務に伴う再委託先の行為について、弊社は日本年金機構に対して全ての責任を負う。

5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力：

当該再委託先は、〇〇〇（弊社との協業プロジェクトにおけるアプリケーションの開発実績を多数有しており、また、同様のアプリケーション（〇〇〇）に精通している等）であることから、品質の高い業務遂行が期待できる。

なお、当該再委託先は、過去３年において、公的年金におけるシステム開発の受託業務で機密情報の漏えいや紛失は生じておらず、成果物やプロジェクト管理等においても特段の問題は生じていないことを弊社で確認している。

6．契約金額：000,000,000円（税込）

7．その他必要と認められる事項：

（１）委託業務の実施場所：

×××××× ×××××× ××××××

（２）委託先の役員の状況：

役職	氏名	就任年月日	任期	国籍

（３）委託先の資本金の出資者別比率

受託者 00%（国籍）

委託先役員（代表取締役等） 00%（国籍）

上記以外（〇〇株式会社） 00%（国籍）

※個人出資や法人として自社株式を保有している等、例外的な場合の記載については、個別に協議（外国からの出資状況の確認が必須）。

（４）委託先の責任者

	氏名	所属部署	役職	専門性 （経験・資格等）	実績	国籍
統括管理補助者						
情報セキュリティ 管理補助者						
〇〇チームリーダー						

※再委託先の従事者が受託者と同じ開発環境で開発作業をしている等により、受託者のセキュリティ責任者が再委託先の責任者等を兼ねる場合は、その旨を提示する。

（５）委託先が請け負う業務の関係者である従業員の国籍の状況

（国籍： ） 人／総数 人

（国籍： ） 人／総数 人

※国籍が不明・非開示等の場合は、国籍欄にその旨を記載する。

（６）ガバナンスの確立

1）弊社と当該再委託先は、〇〇〇〇〇（系列会社であるため、同一の品質管理手順が適合されている等）により、一貫したシステム開発体制が確保できるほか、上記（１）の委託業務の実施場所には、弊社の統括責任者を補助する統括管理補助者を設置し、ガバナンスの確立に努める。

実施体制図については、別添のとおり。

2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱い（知的財産権の帰属、著作者人格権の不行使）や必要に応じて発注者が再委託先に対して調査等を行えることを、当該再委託先に請け負わせる上記 3 の業務の契約書に明示する。

(7) 情報セキュリティの確保

1) 当該再委託先には、弊社と同様に、日本年金機構情報セキュリティポリシー等に従って、情報セキュリティ管理計画書のとおり、最新の情報セキュリティ対策を踏まえた取組を実施させる。

2) 上記（1）の委託業務の実施場所には、弊社の情報セキュリティ管理者を補助する情報セキュリティ管理補助者を設置し、上記 3 の業務に関して意図せざる変更が加えられないための管理体制の確保等、情報セキュリティの確保に努める。なお、日本年金機構から提供する情報は、契約した業務に従事する者のみが、担当する業務に必要な情報に限定して利用可能とする。

3) 当該再委託先が請け負う業務の関係者である従業員からは、上記 3 の業務に求められる情報セキュリティを理解していることを確認済である。

(9) その他

受託者は、本件に関して、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令を遵守しており、その責任を全て負う。



(履行場所住所及び名称)

資料閲覧申請書 兼 秘密保持誓約書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
システム企画部長 山本 晃司 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印

調達件名「遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等」に関し、以下のとおり資料を閲覧させて頂きたく申請書を提出致します。
また、閲覧にて知り得た情報は、本件以外の目的に使用すること並びに第三者に開示及び漏洩をしないことを誓約します。

■閲覧者

項番	氏 名	ふりがな	TEL
1			
2			
3			
4			
5			

なお、資料閲覧の実施にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 閲覧において知り得た各種情報について、当該入札の目的以外での使用は致しません。
2. 閲覧において知り得た各種情報について、第三者に漏洩等いたしません。
3. 本件に関して日本年金機構または第三者に損害を与えた場合は、直ちに対策を講じ、これに対応を実施します。なお、当該対応に要する全ての費用について負担します。

令和 年 月 日

実施計画書（案）

入札案件名： 遠隔地マシン室用本部ネットワーク設備等

1. 法人名、会社名、屋号

2. 会社案内

3. 業務実績

4. 体制図

5. 納品物スケジュール

6. 納品物一覧

7. 品質管理

実施計画書作成手順

I. 提出方法

別紙 7-1 「実施計画書」について、各記載事項とおりに記載すること。
ただし、実施計画書内で記載が難しい場合は、別添資料を添付してもよい。

II. 各項目の記載事項

1. 法人名、会社名、屋号等

- ・登記上の法人名、会社名、屋号等を記載する。

2. 会社案内

- ・事業内容、企業理念、沿革、主要取引先、主要株主等を記載する。
(別途の資料添付でも可)

3. 業務実績

- ・過去3年以内に、当該業務又は当該業務の類似業務であって、当該業務と同規模程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。
- ・可能であれば、契約件名、契約期間、業務概要及び契約の相手方の確認ができるような書類を添付すること。

4. 体制図

- ・本調達にかかる体制や管理者等を明記し、本調達の管理体制が判る全体図を示したものを記載すること。

5. 納品スケジュール

- ・本調達機器の納品にかかるスケジュールを記載すること。

6. 納品物一覧

- ・本調達にて納品する機器の製品一覧および数量。

7. 品質管理

- ・プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証(国際規格)、JIS Q 27001 認証(日本産業規格)のうち、いずれかを証明する資料を添付すること。

III. 留意事項

1. 日本年金機構は、入札前に実施計画書に記載された内容について確認を行う事がある。なお、実施計画書において、日本年金機構が求める体制及びサービス水準を満たしていないと判定された場合は、入札に参加することができない。
入札希望者が入札に参加することができない場合、日本年金機構は、入札日の2営

業日前までに書面により通知する。

2. 日本年金機構は、実施計画書に記載された事項を加味した入札額の積算となっているか確認を行うことがある。
3. 日本年金機構は、実施計画書に記載された内容により業務が履行されているか履行場所において確認を行うことがある。
なお、履行場所において確認の結果、実施計画書と相違している場合については、契約書及び仕様書に基づき、検査を実施することがある。